

高等学校における通級による指導の制度化に関する論点整理（案）について

JDD ネットワーク 市川宏伸

\* 日程が合わなくて、会議に出席できなくて申し訳ありません。

私がお手伝いをしている東京都では、高校進学に際して、一番話題になっているのは、特別支援学校の職業科コース（高等特別支援学校）です。保護者は、仮に大学に進学してもいずれは就労が課題になっていることを理解しており、就労に特化した支援が手厚い学校に通わせることを望んでいます。本年度から6校目が開校しても、希望者の倍率は2倍程度だと思います。実際には、高等特別支援学校が不合格になった段階で、通常の高校を受験する者も出ています。これ以外にもサポート校（提携校）や単位制（通信制）の高校などもありますが、高等特別支援学校への保護者の人気は衰えていません。

特別支援学校である以上、知的障害の存在を前提にしていますが、医師の診断書の存在も認定材料にしています。医療現場で「お宅は診断書が書けません」と言えば、「うちの子の将来の道を閉ざすのか？」と叱られます。この理由としては、知的障害、通常知能の間に境界域が存在していることがあるからでしょう。知的障害についても発達障害と同じくスペクトラムであり、「IQがいくつである」という論理が通じなくなっているからだと思います。私が外来をしている、都立小児総合医療センターでは、「学校で質問しても答えられない」、「休み時間も同級生と交わらない」、「家でも指示が入らず、一方的である」などの子供を学童病棟で預かると、「IQ130~140」などという方もいます。児童精神科医療では、「IQは社会適応度を示していない」という考えが常識になりつつあり、将来的には「Vinlandの社会適応度」を導入する方向が考慮されています。また、医療の国際的診断基準の改訂が進んでおり、発達障害の下に、自閉症、ADHD、LDなどと並んで、知的障害が位置付けられる方向です。何よりも、「軽度の知的障害への対応は発達障害と共通点が多い」、「一人の子どもが知的障害、自閉症、ADHD、LDなどを重ねて持っている」という事実が認められているからだと思います。2年後にICD-11が公表された場合には、知的障害、自閉症、ADHD、LDなどは同じカテゴリーに分類される可能性が高いと考えられており、厚労省はその方向に舵を切るはずですが、これまでの文科省の障害児教育の流れがありますから、急に舵を切るのは難しいでしょうが、考慮する必要があると思います。これらを踏まえて・・・

- ・ 高校への通級制度導入は時流のように思います。

一方で、特別支援学級など、これで十分か？という問題があるので、今後の更なる検討の余地を残すべきだと思います。また、現在の保護者の要望は、発達障害を中心に、学力だけでなく、社会性の向上を求めるものになっていると思います。

- ・ 知的障害だけを特別とするのは、医療や福祉の方向性と異なってくる可能性があります。「他の発達障害と重なっている場合が多いこと」と、「軽度の知的障害においては、発達障害への対応と大きく異ならない」と考えるからです。知的障害を生業にしている方々いることを考えると、急には難しいと思いますが、これも今後の検討の余地を残しておくべきだと思います。
- ・ 小学校、中学校での特別支援教育でも明らかになったように、発達障害、知的障害は特性であり、ライフステージで存在しているものです。また背後にある家庭の問題なども無視できません。もちろん学校全体として取り組むとともに、SC、SSWなどとの連携も重視するべきと考えます。

以上